

御殿場市 景観計画届出の手引き (建築物・工作物)



御殿場市では、建築物や工作物などを建てる場合、色や形、配置等についてのルールがあります。

このルールは、御殿場市独自の自然や歴史、文化など、良好な景観を守り育てていくことを目的とした「**御殿場市景観計画**」、「**御殿場市総合景観条例**」に定められています。

詳しくは、御殿場市景観計画、御殿場市総合景観条例をご覧ください。または、御殿場市ホームページ内で「御殿場市 景観計画」で検索してください。

御殿場市 景観計画

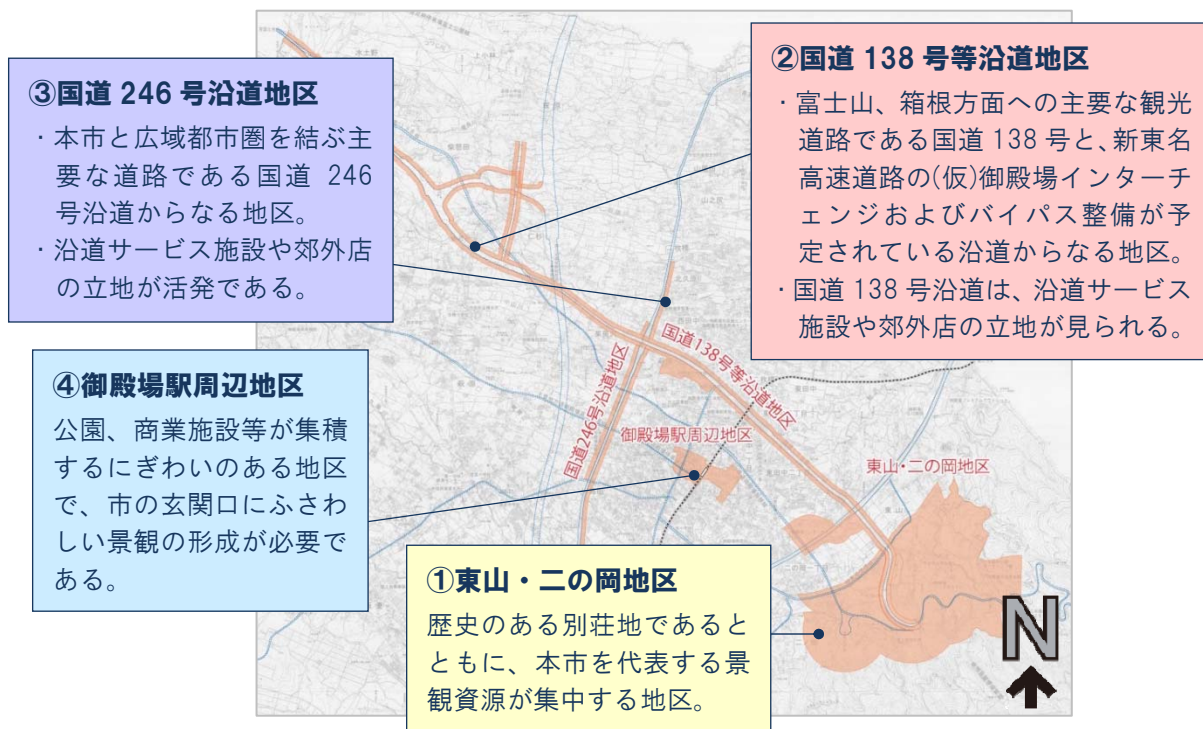
検 索

1 対象となる区域

御殿場市景観計画では、全市民が一体となってまちづくりを進めるという観点から、景観計画区域は「**御殿場市全域**」としています。

その中でも、「東山・二の岡地区」、「国道 138 号等沿道地区」、「国道 246 号沿道地区」、「御殿場駅周辺地区」の4地区を「**景観整備重点地区**」として定め、重点的に景観形成を推進します。

＜景観整備重点地区の位置図＞



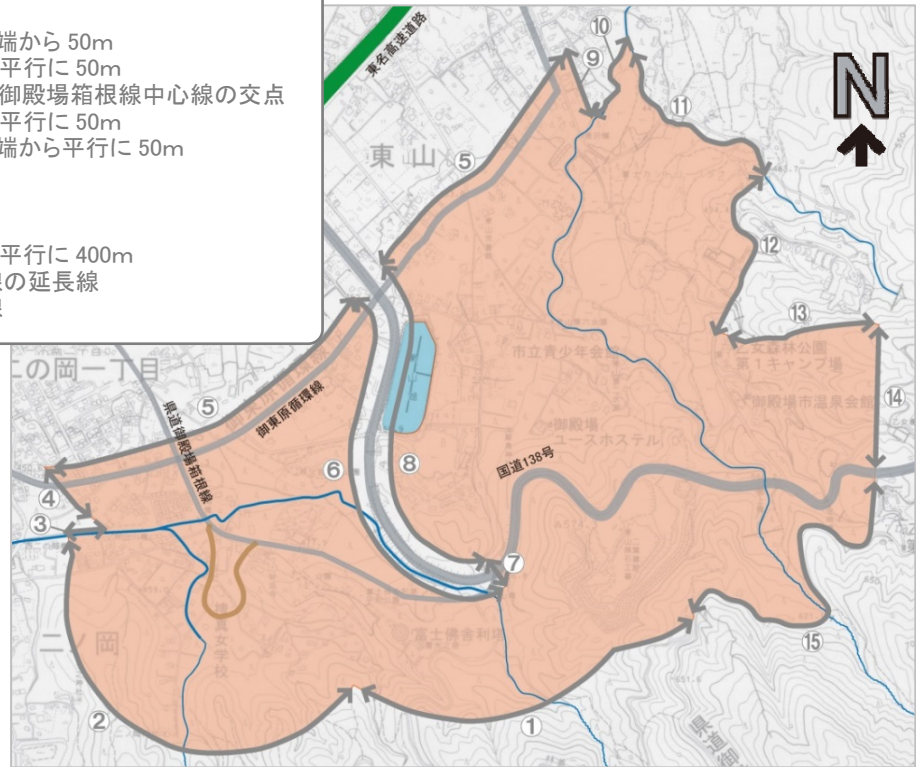
■各地区の景観形成方針

①東山・二の岡地区	・歴史的価値の高い建築物等を保全し、観光資源としての整備に努める。 ・観光施設や旧別荘地周辺は、地域の特性を活かした個性ある景観の形成を図る。 ・箱根山の緑に囲まれた落ち着いたまちなみ形成を図る。
②国道 138 号等沿道地区	・沿道景観の良好な誘導を図り、個性ある景観の形成に努める。 ・沿道の魅力向上を図り、アメニティ空間の形成に努める。 ・移動しつつ富士山を眺める代表的景観を形成することから、車窓からの富士山への眺望を重視した景観形成を図る。
③国道 246 号沿道地区	・沿道景観の良好な誘導を図り、個性ある景観の形成に努める。 ・沿道の魅力向上を図り、アメニティ空間の形成に努める。 ・移動しつつ富士山を眺める代表的景観を形成することから、車窓からの富士山への眺望を重視した景観形成を図る。
④御殿場駅周辺地区	・御殿場市の顔にふさわしい都心景観を創出し、イメージの向上を図る。 ・商業機能の集積を誘導するとともに商業地としての魅力向上およびにぎわいある景観の形成を図る。 ・都心機能の強化を図ることにより、都心空間のアメニティ向上に努める。

1. 景観整備重点地区の区域

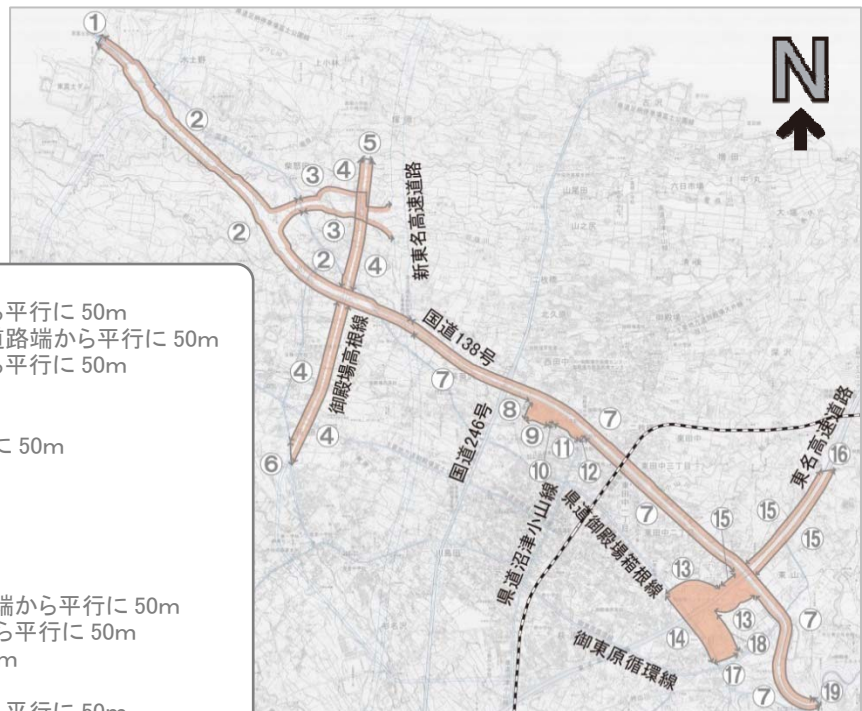
① 東山・二の岡地区

- ① 国道 138 号の道路端から平行に 400m
- ② 市道 0224、1856 号線の道路端から平行に 400m
- ③ 押出川中心線
- ④ 市道 0219 号線中心線
- ⑤ (都)御東原循環線の道路端から 50m
- ⑥ 国道 138 号の道路端から平行に 50m
- ⑦ 国道 138 号中心線と県道御殿場箱根線中心線の交点
- ⑧ 国道 138 号の道路端から平行に 50m
- ⑨ (都)御東原循環線の道路端から平行に 50m
- ⑩ 唐沢川中心線
- ⑪ 地藏川中心線
- ⑫ 市道 1944 号線中心線
- ⑬ 国道 138 号の道路端から平行に 400m
- ⑭ 県道御殿場箱根線中心線の延長線
- ⑮ 県道御殿場箱根線中心線



② 国道 138 号等沿道地区

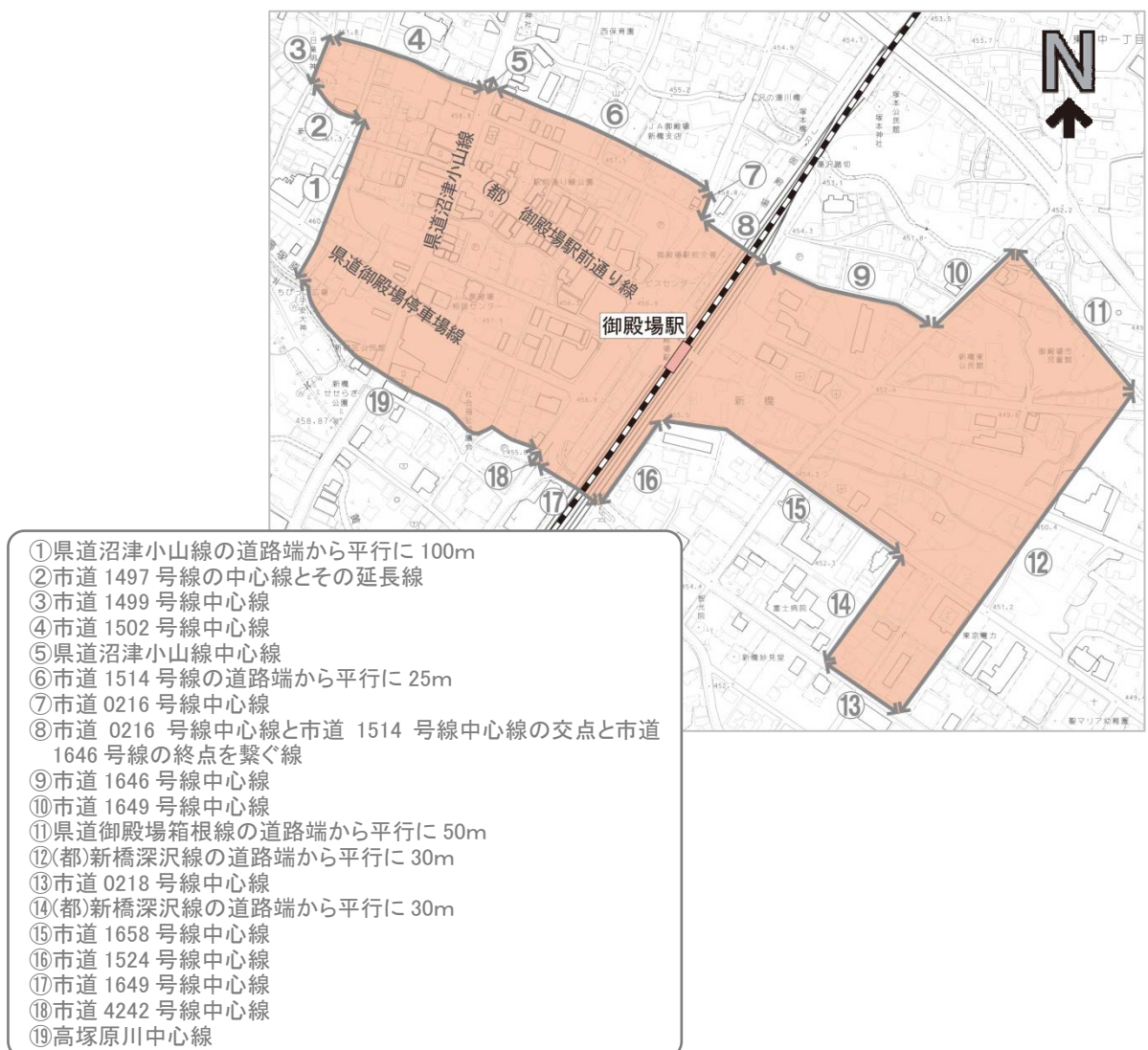
- ① 行政界
- ② (都)御殿場須走線の道路端から平行に 50m
- ③ (仮)御殿場インターチェンジの道路端から平行に 50m
- ④ (都)御殿場高根線の道路端から平行に 50m
- ⑤ (都)御殿場高根線の終点
- ⑥ 国道 469 号中心線
- ⑦ 国道 138 号の道路端から平行に 50m
- ⑧ 市道 1186 号線中心線
- ⑨ 市道 2052 号線中心線
- ⑩ 市道 1461 号線中心線
- ⑪ 市道 1453 号線中心線
- ⑫ 県道沼津小山線中心線
- ⑬ 御殿場インターチェンジの道路端から平行に 50m
- ⑭ 県道御殿場箱根線の道路端から平行に 50m
- ⑮ 東名高速道路の道路端から 50m
- ⑯ 市道 1578 号線中心線
- ⑰ (都)御東原循環線の道路端から平行に 50m
- ⑱ 県道御殿場箱根線の道路端から平行に 250m
- ⑲ 国道 138 号中心線と県道御殿場箱根線中心線の交点



③国道246号沿道地区



④御殿場駅周辺地区



2 行為の制限に関する事項

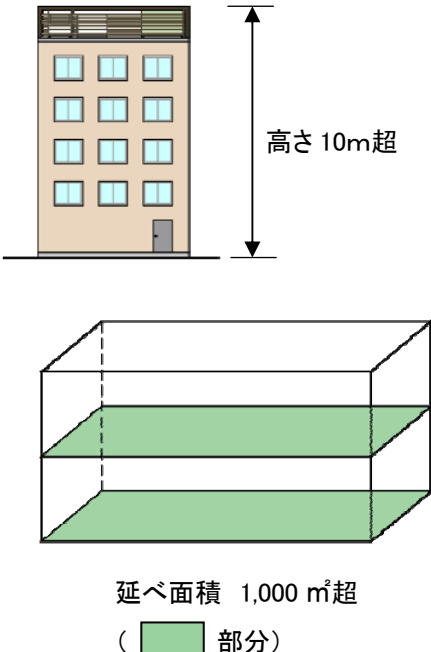
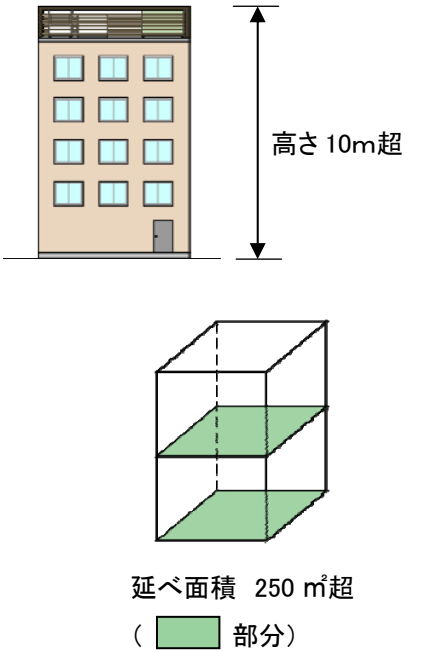
建築物、工作物の建設等、開発行為および特定照明について、良好な景観を形成するための制限を定めます。

(注) 地区計画区域内において建築物を建てたり、開発行為を行おうとするときは、景観法に基づく届出は必要ありませんが、地区計画の届出が必要になります。

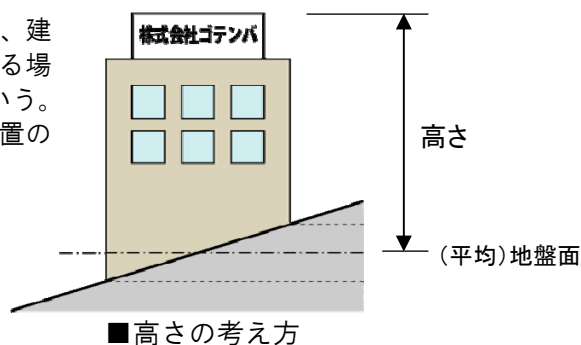
1. 届出対象行為

次に該当する行為を行う場合は、あらかじめ市長への届出を必要とします。

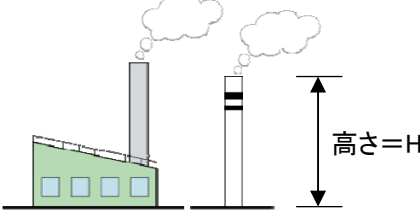
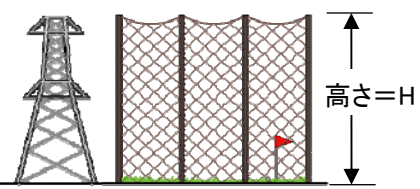
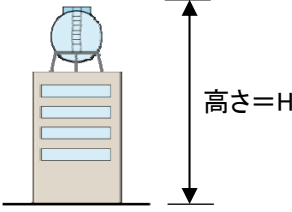
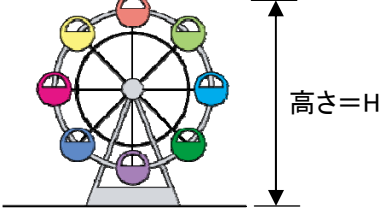
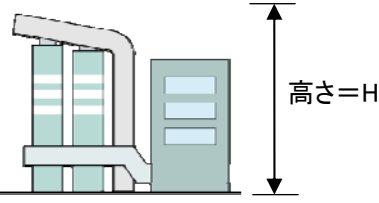
【景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為】

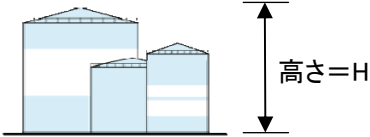
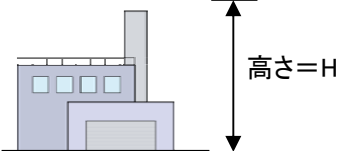
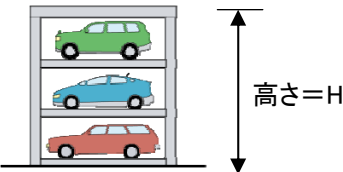
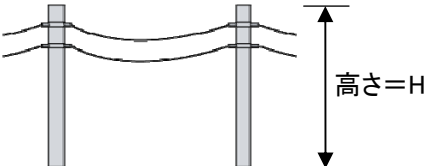
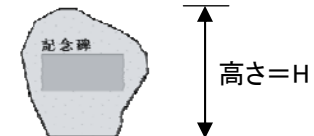
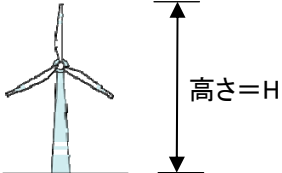
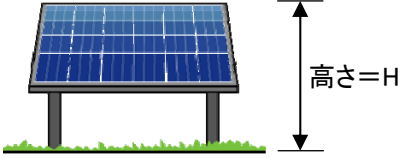
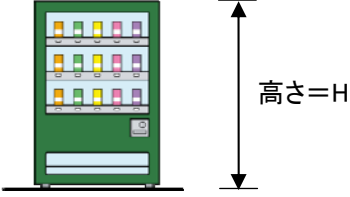
届出対象行為	建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	
規模	市全域	景観整備重点地区
	●以下の規模に該当する建築物において、外観を変更する部分の見付面積（建築物を一方向から見たときの垂直投影面積をいう。）が当該見付面積の10分の1以上のもの	
	●高さ10m超 または ●延べ面積 1,000 m ² 超	●高さ10m超 または ●延べ面積 250 m ² 超
	 高さ 10m超 延べ面積 1,000 m²超 ( 部分)	 高さ 10m超 延べ面積 250 m²超 ( 部分)

(注) 建築物の「高さ」とは、地盤面からの高さをいい、建築物の屋上に工作物（屋上広告物等）が設置される場合は、地盤面から工作物の最高部までの高さをいう。なお、地盤面とは建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。



【景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為】

届出対象 行為	工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕 もしくは模様替えまたは色彩の変更		
規模	工作物の種類	市全域	景観整備 重点地区
	●以下の規模に該当する工作物において、外観を変更部分の見付面積 (工作物を一方向から見たときの垂直投影面積をいう。)が当該見付面 積の10分の1以上のもの		
	①垣、柵、擁壁その 他これらに類する もの		H=5m超
	②高架道路、高架鉄 道、橋りょう、歩 道橋その他これら に類するもの		L=20m超
	③煙突、排気塔その 他これらに類する もの		H=15m 超 H=10m 超
	④鉄筋コンクリート 造の柱、鉄柱、木 柱その他これらに 類するもの(旗ざ おを除く。)		
	⑤高架水槽、物見塔 その他これらに類 するもの		
	⑥観覧車、ジェット コースター、メリ ーゴーラウンドそ の他これらに類す る遊戯施設		
	⑦コンクリートブラ ント、アスファル トプラントその他 これらに類する製 造施設		

規模	工作物の種類		市全域	景観整備重点地区
	⑧石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設		H=15m 超	H=10m 超
	⑨ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設			
	⑩自動車車庫の用途に供する立体的な施設			
	⑪電気供給のための電線路の支持物、有線電気通信のための経路の支持物、空中線系の支持物その他これらに類するもの			
	⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの		S=1,000 m ² 超 H=15m 超	S=1,000 m ² 超 H=10m 超
	⑬風力発電施設			
	⑭太陽光発電施設	モジュール ^{※1} の面積=S 		
	⑮屋外に設置する自動販売機 ※「東山・二の岡地区」、「御殿場駅周辺地区」のみ対象		届出不要	H=1.5m 超
	⑯前号に定めるもののほか、市長が指定するもの			

(注) 工作物の「高さ」とは、地盤面から最高部までの高さをいう。なお、建築物の屋上に設置される場合の工作物の高さは、建築物の屋上から最高部までをいう。なお、地盤面とは工作物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。

(注) 「支持物」とは、本柱・支柱・支線柱をいう（それらの付属物は含まない。）。

【景観法第16条第1項第3号により届出が必要な行為】

届出対象 行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
規模	市全域	景観整備重点地区
	2,000 m ² 以上の行為	

【景観法第16条第1項第4号により届出が必要な行為】

届出対象 行為	特定照明 ※夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明。	
規模	市全域	景観整備重点地区
	照明の新設・移設・改設および色彩等の照明方式の変更で、届出対象となる規模の建築物および工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物（以下、「投光器等」という）および同敷地内に設置される投光器等。	

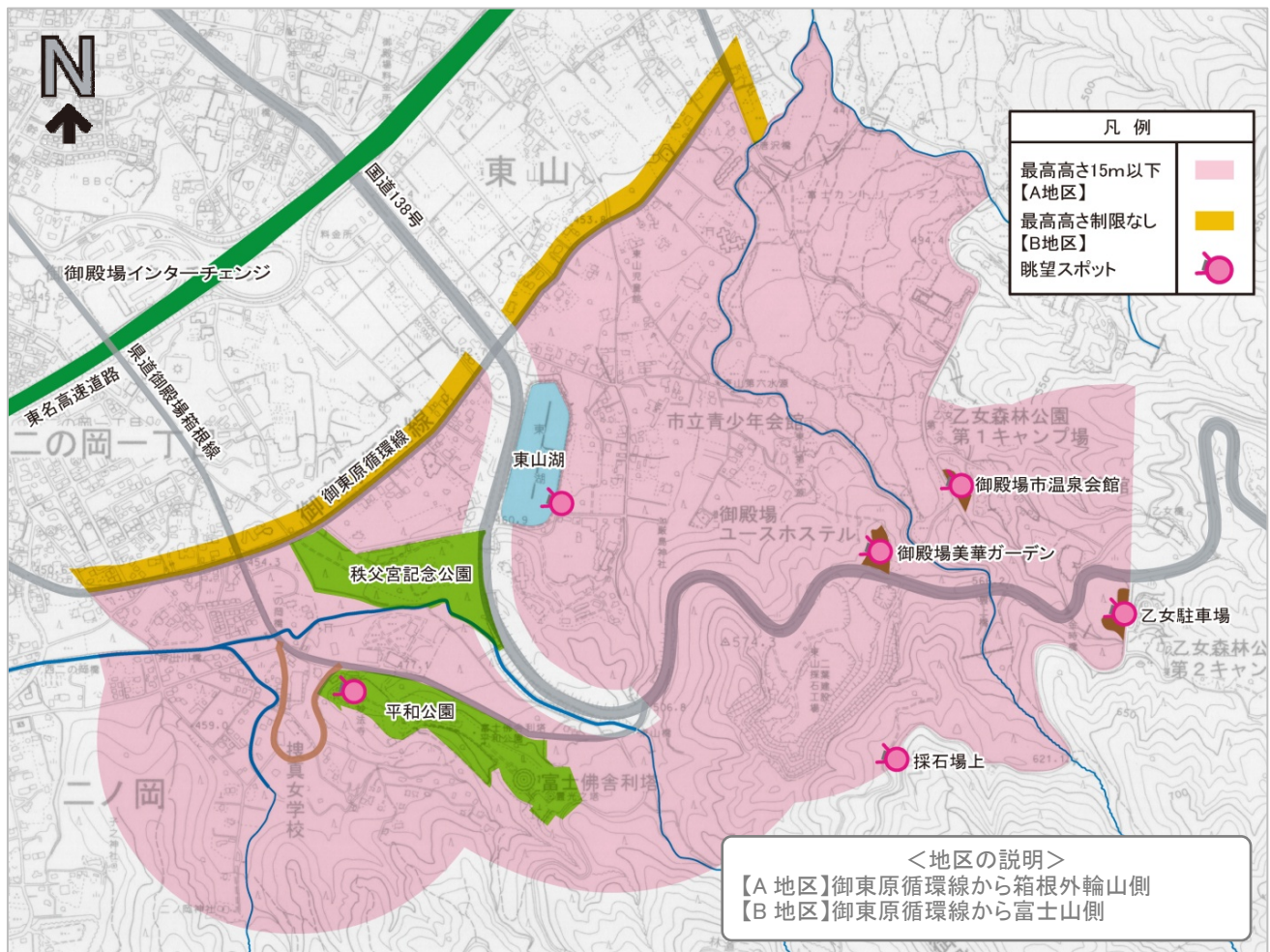
2. 景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針を具体化するため、景観形成基準を次の通り定めます。

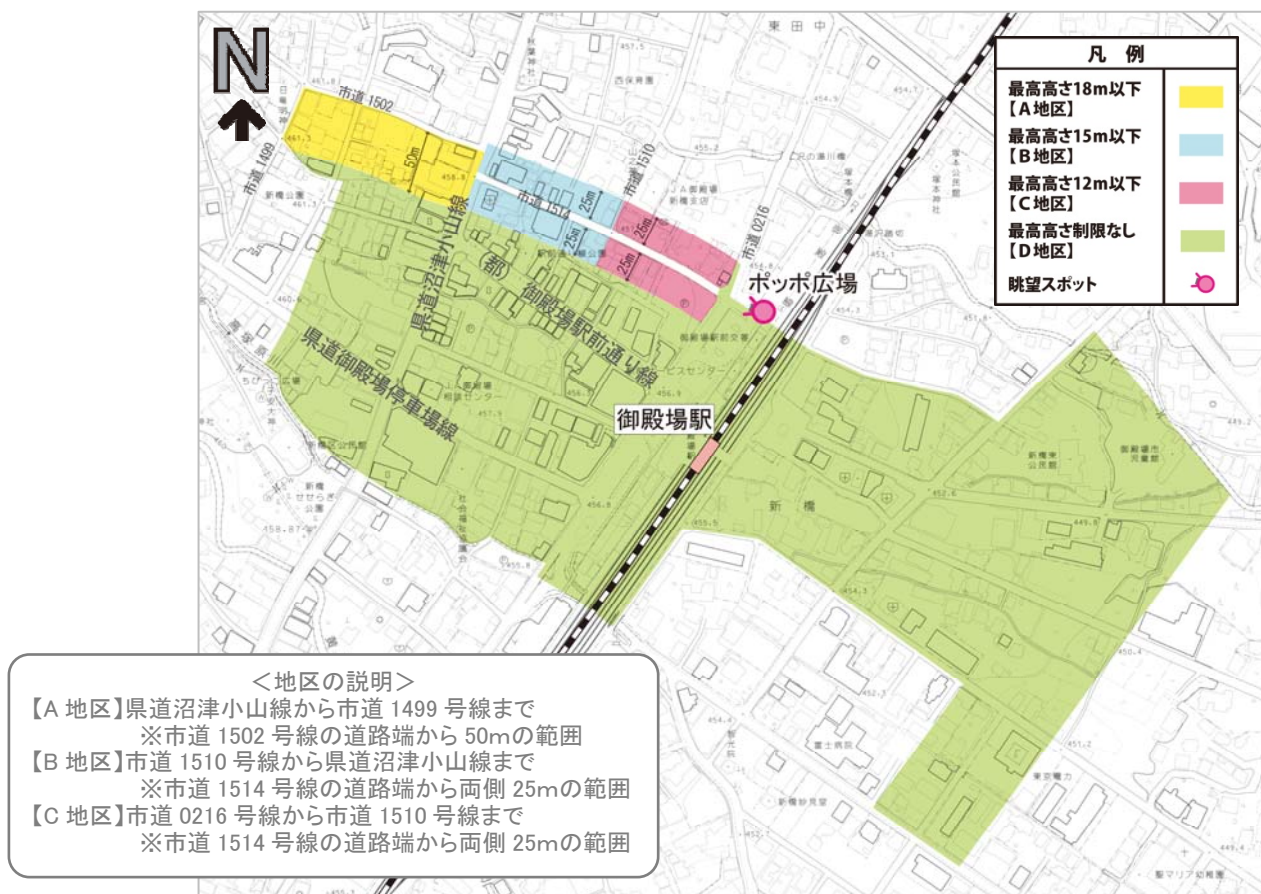
【建築物・工作物の建築等】

項目	景観形成基準	
配置	市全域	□敷地周辺から富士山や箱根山系への眺望を損なわないよう、建築物等は道路からできる限り後退し、道路側に空地を確保するよう努める。 □まとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した配置および外観とする。
	東山・二の岡地区	□歴史的なまちなみを保全し、ゆとりある景観形成を図るため、建築物等の外壁またはこれに代わる柱の面を道路境界線から 1.5m以上 離すものとする。
	国道 138 号等沿道地区	□開放感のある沿道景観の形成を図るため、建築物等の外壁またはこれに代わる柱の面を道路境界線から 1.5m以上 離すものとする。
	国道 246 号沿道地区	
	御殿場駅周辺地区	□前面道路からできるだけ後退し、歩行者空間の視覚的なゆとりを確保する。 □原則として、壁面後退部分への構造物の設置は避ける。ただし、植栽プランターやベンチ、当該店舗の利用者のための駐輪場整備等、景観向上や商店街の利便性に寄与するものとして市が認めるものはこの限りではない。
道路境界線 ゆとりある景観形成を図るため、建築物を道路境界線から後退させる。 富士山の眺望を阻害しないように建築物の配置に配慮する。		

項目	景観形成基準	
高さ	市全域	☐ 山稜の近傍にあっては、稜線（スカイライン）を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置および規模とする。 ☐ 周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめる。
	東山・二の岡地区	☐ 自然環境に調和した圧迫感の少ないまちなみを形成するとともに、富士山の眺望を確保するため、周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。 ☐ 別図（p.10 を参照のこと。）に示す区域においては、高さ制限を設ける。 【A地区】最高高さ 15m以下
	国道 138 号等沿道地区	☐ 富士山や箱根外輪山が眺望できる場所では、市街地の背景となる山並みの稜線を遮らない高さとする。
	国道 246 号沿道地区	☐ 周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。
	御殿場駅周辺地区	☐ 富士山や箱根外輪山が眺望できる場所では、市街地の背景となる山並みの稜線を遮らない高さとする。 ☐ 周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。 ☐ 別図（p.10 を参照のこと。）に示す区域においては、高さ制限を設ける。 【A地区】最高高さ 18m以下 【B地区】最高高さ 15m以下 【C地区】最高高さ 12m以下
稜線を乱さないよう、尾根から低い配置とする。		



■東山・二の岡地区の高さ基準



■御殿場駅周辺地区の高さ基準

項目	景観形成基準	
形態・意匠	市全域	☐ 周辺や背景の自然景観やまちなみ景観と調和する形態、意匠とする。 ☐ 規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。 ☐ 屋根は勾配を有する形態に努める。
	東山・二の岡地区	☐ 保養別荘地のおもかげを偲ばせる風格と趣のある建築物とその外構等の保全に努めるとともに、隣接する敷地は、建築物とその外構等に調和するよう景観形成に努める。 ☐ 勾配屋根にする等、屋根の形状を工夫することにより背景の山並みとの調和を図る。 ☐ 屋根、外壁ともに光沢反射材を用いないよう努める。また、自然素材を用いるよう努める。 ☐ 太陽光パネル等を設置する場合は、屋根の形状・色彩等との一体感を持たせるよう努める。
	国道 138 号等沿道地区	☐ 店舗や業務・流通施設の性格に合わせ、ワンポイントのデザイン等、さりげなく個性を生かしたデザインを取り入れ、優れた沿道景観とする。 ☐ 建物デザイン、その他の演出要素をできるだけシンプルで一体感のあるデザインとしてまとめ、品の良い賑やかさを演出する。 ☐ 勾配屋根にする等、屋根の形状を工夫することにより背景の山並みとの調和を図る。
	国道 246 号沿道地区	
	御殿場駅周辺地区	☐ にぎわいや楽しさが感じられるまちなみの連続性の創出に配慮し、低層部は前面道路から入りやすく、開口部、ショーウィンドウを広くとる等、開放感やゆとりのある形態意匠とする。 ☐ 勾配屋根にする等、屋根の形状を工夫することにより背景の山並みとの調和を図る。
	  背景の山並みと調和した勾配屋根 自然素材（木・ガラス）を使用した外観	

項目	景観形成基準	
色彩	市全域	<

(配色のポイント)

●基調色とアクセントカラーの定義

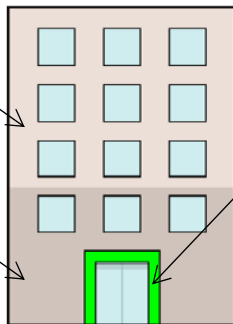
屋根や壁面に用いる色彩は、外観の各面の見付面積に対する割合によって基準が適用されます。色彩基準の対象となる「基調色」、「アクセントカラー」は、以下のように定義します。

基調色(メインカラー)

建築物等の大部分を占め影響力が高いため、公共性を最も意識する必要がある色。

基調色(サブカラー)

大きな面積にメインカラーのみを配色する場合の単調さを軽減する色。



アクセントカラー

建築物等の外観に表情をつける役割として用いる色。
(マンセル値の基準がない部分)

●色のバランスへの配慮

色み(色相)や明るさ・鮮やかさが似ている色でそろえることで、統一感のあるまちなみを演出することができます。



【近い色でそろえた配色】

色みや明るさ・鮮やかさが似ている色でそろえた配色です。

最も統一感を得やすく、落ち着いた景観にまとめることができます。



【色みをそろえた配色】

色みに共通性を持たせながら、明るさ・鮮やかさに変化をつける配色です。



【明るさ、鮮やかさをそろえた配色】

色調をそろえながら、色みに変化をつける配色です。トーンが類似するもので統一することで全体として落ち着きを持たせながら、色みの違いにより変化のある景観にまとめることができます。

●道路附属施設の色彩

東山・二の岡地区、国道138号等沿道地区においては、街路灯や電柱、防護柵等の道路附属施設の基調色を「10YR2/1を基本」とします。



10YR2/1
(イメージ)



街路灯例

(マンセル値とは)

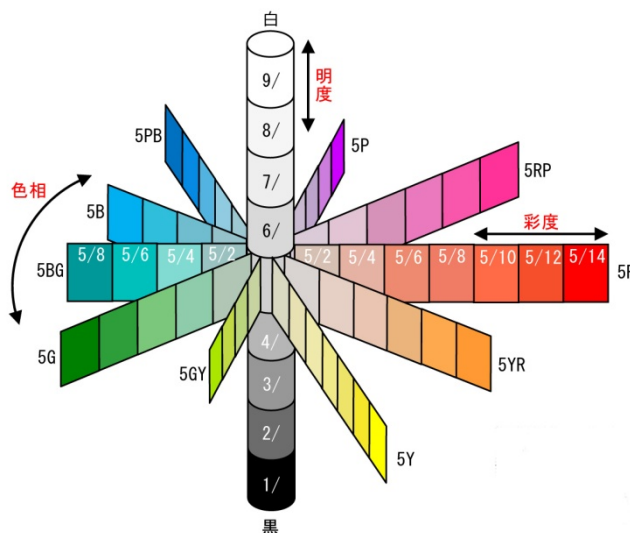
マンセル表色系は、色彩を客観的にとらえる方法として確立されたシステムで、「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」の3つの属性の組み合わせによって表現するものです。

これら3つの属性を記号化して表すものをマンセル値と言います。

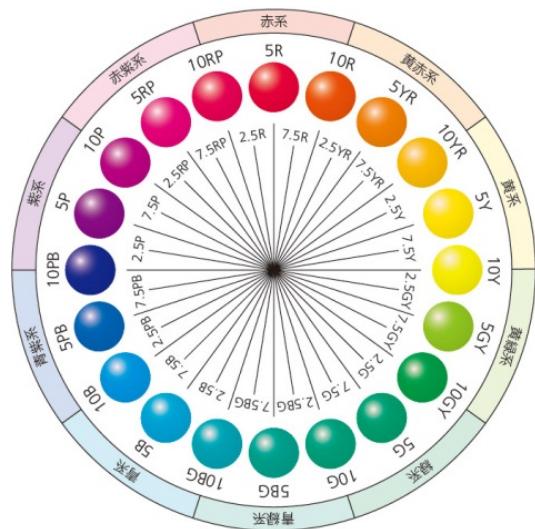
■色相：「色合い」を表すものであり、10種類の基本色の頭文字のアルファベットと、その度合いを示す0～10の数字を組み合わせることで表記します。

■明度：「明るさ」の度合いを0～10の数値で表します。数字が10近くになるほど明るい色彩になります。

■彩度：「鮮やかさ」の度合いを0～16程度の数字で表します。鮮やかさのない色彩ほど数字が小さく、無彩色の白・黒・グレー等の色彩は0になります。



【マンセル表色系のしくみ】



【色相環】

マンセル値の読み方：
 じゅうじーワイ よん の ろく
10GY 4 / 6 （樹木の葉の色）
 色相 明度 彩度

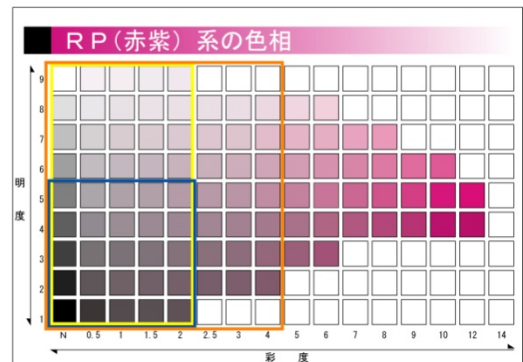
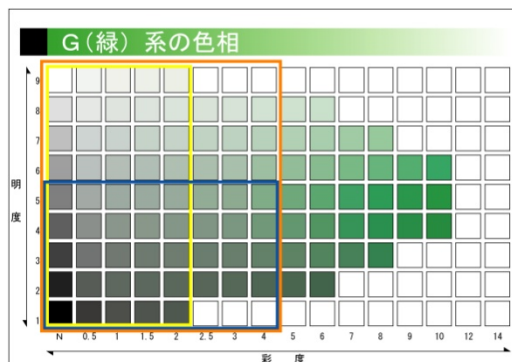
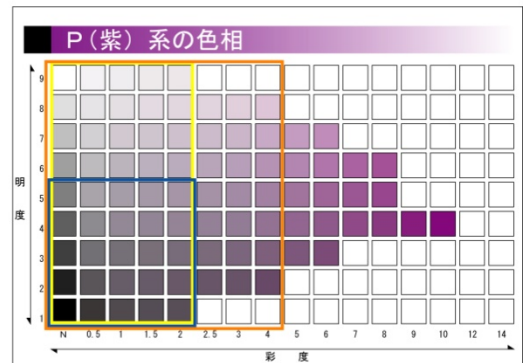
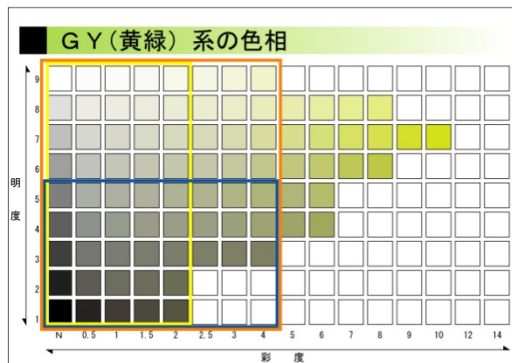
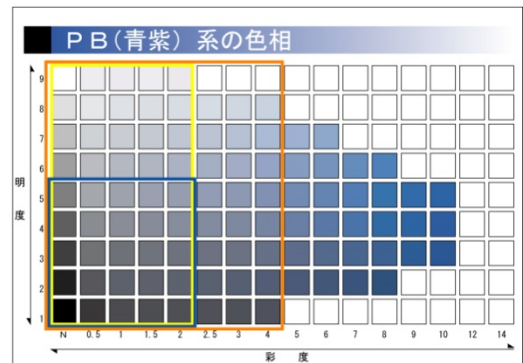
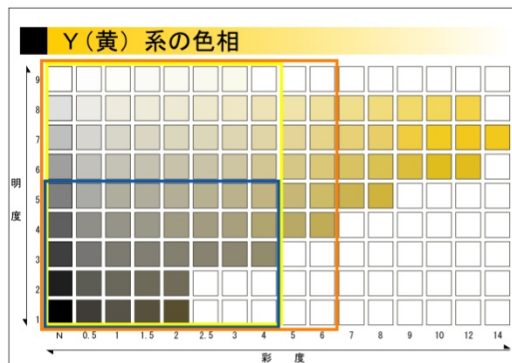
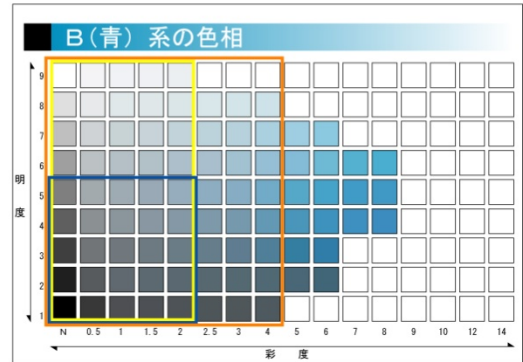
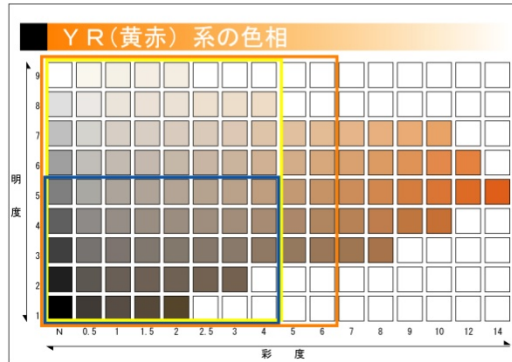
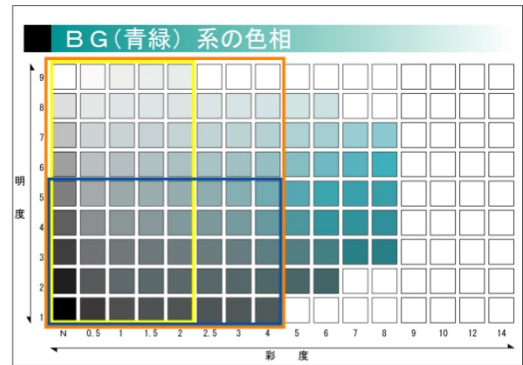
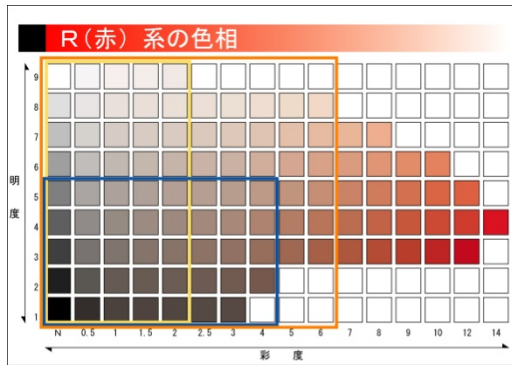
●自然の色彩

花や鳥等小さいものは除いて、自然界にある色で最も鮮やかなのは樹木や草の緑と言われており、彩度6程度、明度4～5程度です。

また、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（H15 国土交通省）」では、我が国の伝統的なまちなみや現代の建築物の外壁は10YR系が基調色であるため、それを踏まえた防護柵を基本とする色彩を提示しています。

以上を踏まえ本計画においても、建築物等も自然の色彩に調和するように、自然の彩度、明度を超えない色を目安に、YR（黄赤系）やY（黄系）の暖色を基調に基準を設定しています。

※ここに掲載している色見本は、印刷による色再現のため、実際の色彩とは若干異なります。



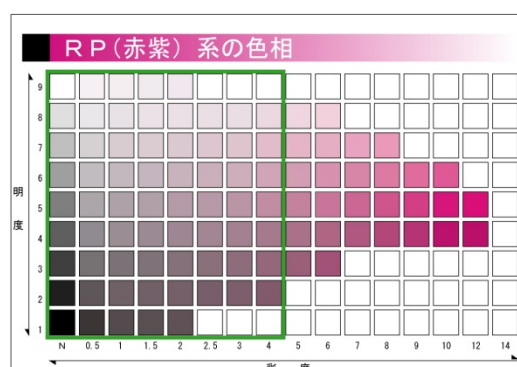
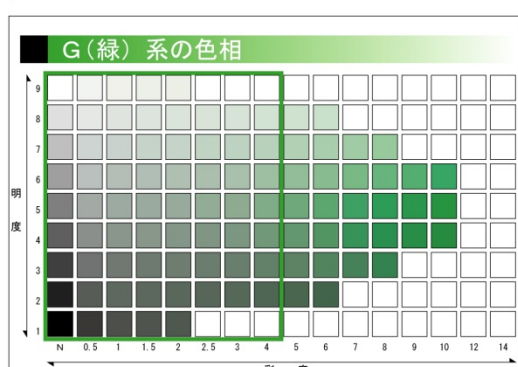
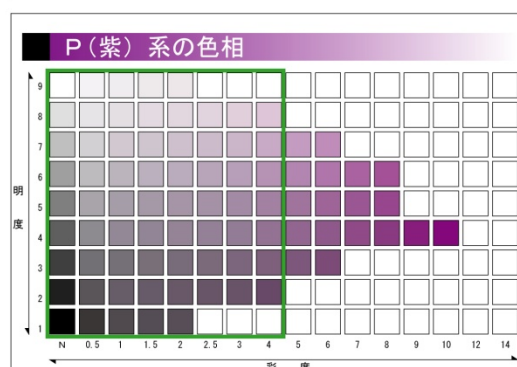
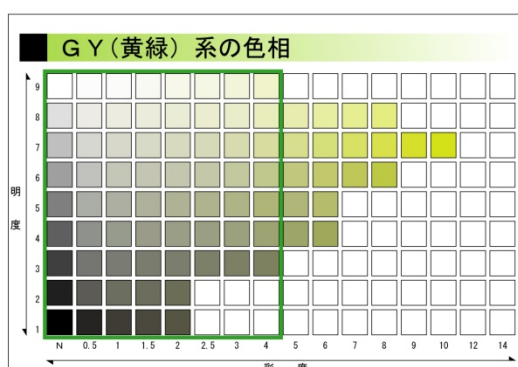
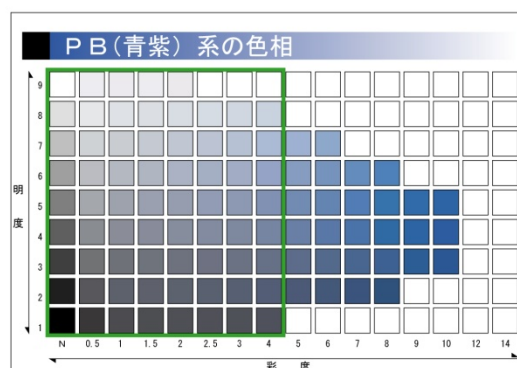
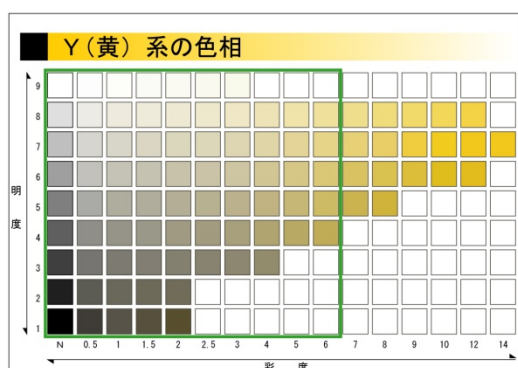
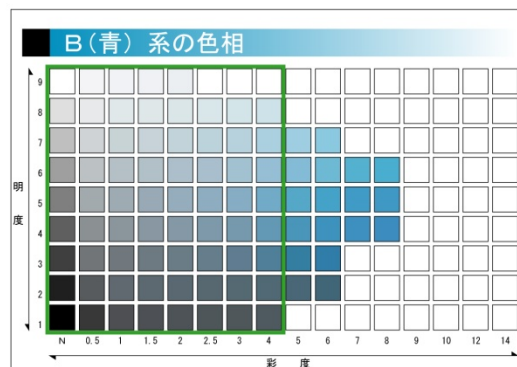
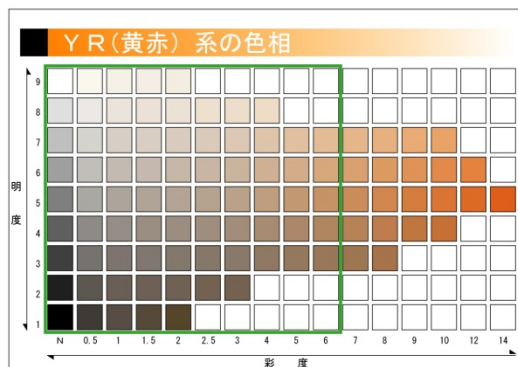
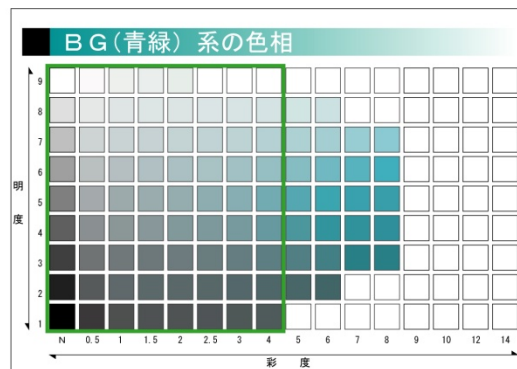
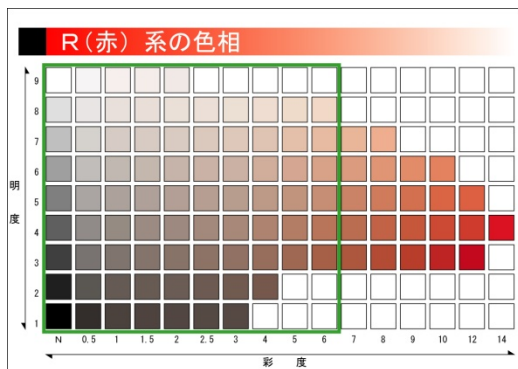
【東山・二の岡地区】

 屋根

 その他、建築物・
工作物の外観

 緑化を施す場合

※ここに掲載している色見本は、印刷による色再現のため、実際の色彩とは若干異なります。



【国道138号等沿道地区／国道246号沿道地区／御殿場駅周辺地区】 建築物・工作物の外観

（緑化による色彩基準の緩和について）

本計画では、色彩の景観形成基準において、基調色として使用できる色相・明度・彩度を制限しています。

ただし、建築物等の沿道に面する壁面の前面に植栽する割合に応じて色彩基準を緩和し、観光道路にふさわしいにぎやかさの演出と建物まわりの緑化による修景を推進します。

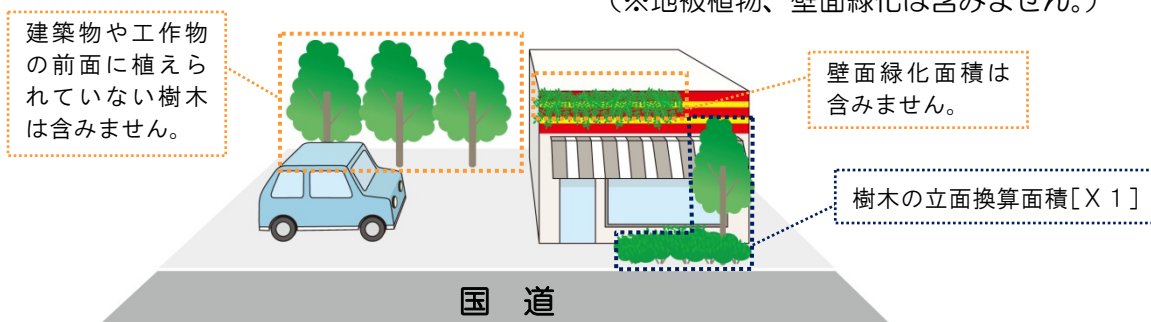
●壁面緑視率の算出の仕方

壁面緑視率とは、幹線道路から見える建築物の各面にある緑の割合を表しており、以下の方法で算出します。

$$\text{壁面緑視率（\%）} = \frac{\text{樹木の立面換算面積 [X1]}}{\text{建築物見付面積 [X2] (建築物の正面投影面積)}} \times 100$$

高木の立面換算面積 [X1]：⇒換算値※を使用し、バランス良く配置します。既存の場合は実測値を用いることができます。

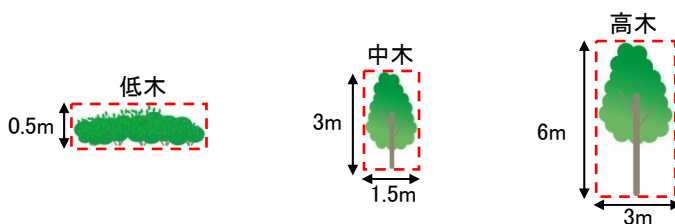
（※地被植物、壁面緑化は含みません。）



※樹木の換算値について

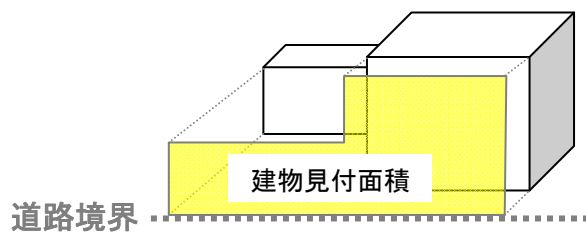
樹木の立面換算面積には、高木、中木、低木ごとに換算値を用いて計算します。高木、中木、低木の分類は、植栽時の高さ（既存の場合、実測値を用いてもよい）によって以下のように定義します。

樹木の種類	定義	立面換算値
低木	植栽時の高さが 0.5m 未満	0.5 m ² /m
中木	植栽時の高さが 0.5m 以上 3 m 未満	4.5 m ² /本
高木	植栽時の高さが 3 m 以上	18.0 m ² /本



p.18 のつづき

建築物見付面積 [X2] (例)



建物見付面積は、道路沿道から見える建築物の幅×建築物の高さ（屋上広告物を含まない、地盤面から最高部までの高さ）で表します。

建築物の高さが10m以上の場合は一律10mとして計算します。

以上の計算により、壁面緑視率が景観形成基準に定める数値を満たす場合は、外壁のアクセントカラーを使用する面積を増やすことができます。

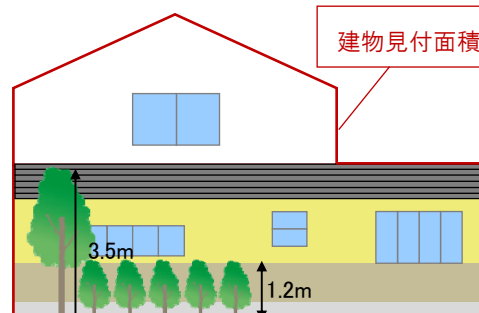


アクセントカラーを使用できる面積が広がります。

(壁面緑視率の算出例)

【例】

高さ 3.5mの高木と
高さ 1.2mの中木を植える場合。



X1: 樹木の立面換算面積

高木: $6\text{m} \times 3\text{m} = 18\text{ m}^2/1\text{本}$

中木: $3\text{m} \times 1.5\text{m} = 4.5\text{ m}^2/1\text{本}$

$4.5\text{ m}^2 \times 5\text{本} = 22.5\text{ m}^2$

(高木、中木の合計) = $18\text{ m}^2 + 22.5\text{ m}^2 = 40.5\text{ m}^2$

X2: 建物見付面積: 58.2 m^2

$$\text{壁面緑視率} = \frac{40.5\text{ m}^2[\text{X1}]}{58.2\text{ m}^2[\text{X2}]} \times 100$$

=69.5% ⇒ 建物見付面積の50%までアクセントカラーを使用することができる。

項目	景観形成基準					
敷地の緑化	市全域	□敷地内では、できる限り多くの部分を緑化する。 □周辺の建築物等と比べて相当大規模な建築物等にあるは、建築物等のまわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努める。				
	東山・二の岡地区	□幹線道路から見える範囲に植栽、花壇その他の緑化のための施設を設け、敷地面積に対する以下の割合において緑化に努める。 <table><tr><td>市街化区域内</td><td>10%以上</td></tr><tr><td>市街化調整区域内</td><td>15%以上</td></tr></table> □サクラやツバキ等の地域性を形成している樹木を保全するように努める。	市街化区域内	10%以上	市街化調整区域内	15%以上
	市街化区域内	10%以上				
	市街化調整区域内	15%以上				
	国道 138 号等沿道地区	□国道 138 号または国道 246 号から見える範囲に植栽、花壇その他の緑化のための施設を設け、敷地面積に対する以下の割合において緑化に努める。 <table><tr><td>市街化区域内</td><td>10%以上</td></tr><tr><td>市街化調整区域内</td><td>15%以上</td></tr></table>	市街化区域内	10%以上	市街化調整区域内	15%以上
市街化区域内	10%以上					
市街化調整区域内	15%以上					
国道 246 号沿道地区						
御殿場駅周辺地区	□敷地の入口および角となる場所には、花壇やプランターボックスの植栽等による演出を行う。					



マースガーデンウッド御殿場

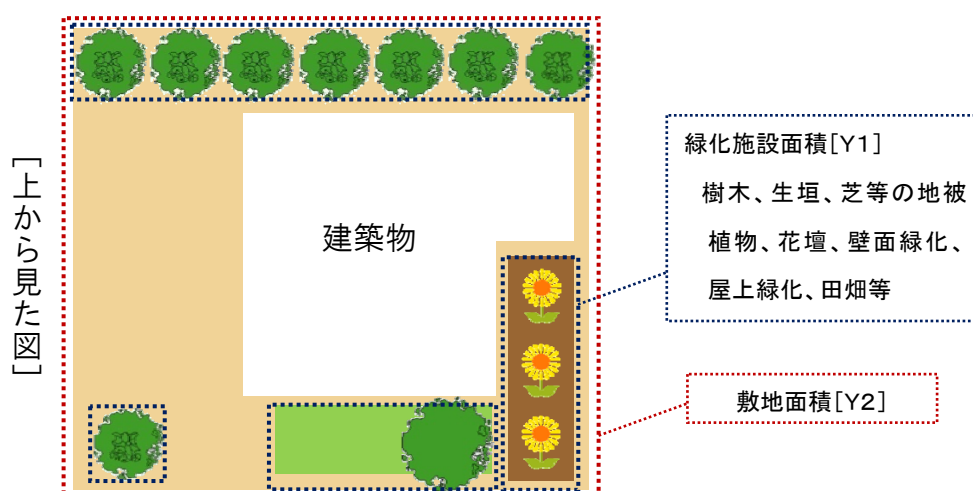


富士山樹空の森

（敷地の緑化について）

本計画では、緑化を推進する地区において緑化に関する数値的な基準（緑化率）を設けています。緑化率とは、敷地面積に対する緑化施設面積の割合（上から見たみどりの割合を表しており、以下の方法で算出します。

$$\text{緑化率（\%）} = \frac{\text{緑化施設面積 [Y1]}}{\text{敷地面積 [Y2]}} \times 100$$



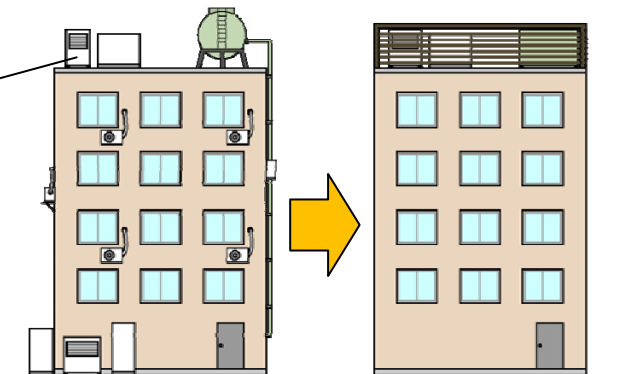
【Y1】：緑化施設面積 ⇒樹木等の緑化により得られる「みどり」の面積で、樹木の高さ等により、以下の通りとします。

樹木の種類			定義	緑化施設面積
1	樹木	低木	植栽時の高さが0.5m未満	0.25 ㎡/本
		中木	植栽時の高さが0.5m以上3m未満	2.25 ㎡/本
		高木	植栽時の高さが3m以上	9.00 ㎡/本
2	地被植物・花壇等		植物が生育するための土壌でおおわれている部分	水平投影面積
3	屋上緑化			上記1、2の面積による

項目	景観形成基準	
外構 (垣・柵等)	市全域	☐ 塀や垣等を設ける場合は、できる限り生け垣または、自然素材を用いた垣柵とする。 ☐ これによらない場合は、周辺の景観および建築物等に調和したものとし、できる限り柵・塀の前面の緑化に努める。
	東山・二の岡地区	☐ 生け垣や自然素材を用いた地区の特徴的な垣、柵、門・扉等および擁壁の設置により、地区の歴史性を感じさせるまちなみ景観を保全する。 ☐ 擁壁等の工作物の表面素材は、自然石材等の素材を使用し、緑化に努める。
	国道 138 号等沿道地区	☐ 外構部に塀を設けないようにし、垣や柵を設けるときは生け垣等を設置する等、緑化に努める。
	国道 246 号沿道地区	
	御殿場駅周辺地区	
		
緑豊かな生け垣		自然素材を使用した塀

項目	景観形成基準	
夜間照明	市全域	☐ 夜間の屋外照明は、過剰な電飾等の光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じた適切な照明方法等を工夫する。
	東山・二の岡地区	☐ 夜間照明等は周辺に光害を生じないように努めるとともに、魅力ある沿道の夜間景観の演出に努める。
	国道 138 号等沿道地区	☐ ショーウィンドウの設置や適切な夜間照明により、魅力ある通りの夜間景観の演出に努める。
	国道 246 号沿道地区	
	御殿場駅周辺地区	
光が周囲に散乱しないようにし、落ち着いた夜間景観の演出を工夫します。 ショーウィンドウのライトアップや効果的な照明により、にぎわいが感じられる空間を創出します。		

項目	景観形成基準	
駐車場等	市全域	□駐車場や駐輪場は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。
	東山・二の岡地区	□駐車場や駐輪場は、緑による遮へい等により、歩道空間等から目立たなくするよう工夫に努める。
	国道 138 号等沿道地区	□駐車場等は、まちなみの連続性を分断しないように、通りから目立たないよう配置を工夫する。
	国道 246 号沿道地区	
	御殿場駅周辺地区	□駐車場や駐輪場は、緑による遮へい等により、歩道空間等から目立たなくするよう工夫に努める。
駐車場と歩道の間に花壇等を設け、通りから目立たないように工夫します。   緑により駐車場と歩道空間を遮へい		

項目	景観形成基準	
建築設備	市全域	□建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。
	東山・二の岡地区	
	国道 138 号等沿道地区	
	国道 246 号沿道地区	
	御殿場駅周辺地区	
屋上等にできる限りまとめて設置し、目隠しで覆うことで目立たないように配慮します。 		

項目	景観形成基準			
屋外に設置する自動販売機	東山・二の岡地区	□屋外に設置する自動販売機の外装部分の見付面積の5分の4（80％）以上は、基調色として、下表に示すマンセル値の通りとする。		
	御殿場駅周辺地区	使用する色相	明度	彩度
		7.5GY～5BG	2以上～5 以下	3以上～6 以下
		□商標・ロゴマーク等は購入する人がわかり易く識別できる必要最小限の表示とする。		
		□広告物は必要最小限の貼付とする。		
屋外に設置する自動販売機の色彩は緑を基調とします。				
				
御殿場プレミアムアウトレット内		御殿場駅前		

【屋外に設置する自動販売機として用いることができる色彩の代表例】

7.5GY4.0/3.0	10GY4.0/3.0	2.5G5.0/3.0	5.0GY5.0/3.0	7.5G4.0/3.0	10G5.0/4.0	2.5BG4.0/3.0	5BG5.0/3.0
7.5GY4.0/5.0	10GY5.0/4.0	2.5G5.0/6.0	5.0G5.0/4.0	7.5G5.0/6.0	10G5.0/6.0	2.5BG5.0/6.0	5BG5.0/4.0
7.5GY5.0/6.0	10GY5.0/6.0	2.5G4.0/4.0	5.0G5.0/6.0	7.5G4.0/5.0	10G3.0/6.0	2.5BG4.0/6.0	5BG2.0/6.0
7.5GY3.0/4.0	10GY4.0/4.0	2.5G3.0/4.0	5.0G4.0/5.0	7.5G3.0/6.0	10G3.0/3.0	2.5BG3.0/4.0	5BG3.0/3.0
7.5GY2.0/6.0	10GY3.0/3.0	2.5G2.0/5.0	5.0G3.0/4.0	7.5G2.0/5.0	10G2.0/4.0	2.5BG2.0/4.0	5BG2.0/4.0

項目	景観形成基準	
大規模太陽 光発電施設 (メガソー ラー)、風力 発電施設	市全域	☐ 太陽光モジュールの色彩は光沢のない黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。こと。 ☐ 基礎架台の色彩についても、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。こと。 ☐ 配置の工夫や植栽により目隠しをする等、公共的な場所から直接見えないよう配慮すること。
	東山・二の岡地区	
	国道 138 号等沿道地区	
	国道 246 号沿道地区	
	御殿場駅周辺地区	

【開発行為】

景観形成基準	
市全域	☐ 現況の地形をできる限り活かし、長大な擁壁や法面が生じないようにすること。 ☐ 擁壁は、素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観およびまちなみとの調和に努めること。 ☐ 法面は、緑化等により周辺の景観およびまちなみとの調和に努めること。 ☐ 良好な既存の樹木は出来る限り保全および活用に努めること。
東山・二の岡地区	
国道 138 号等沿道地区	
国道 246 号沿道地区	
御殿場駅周辺地区	

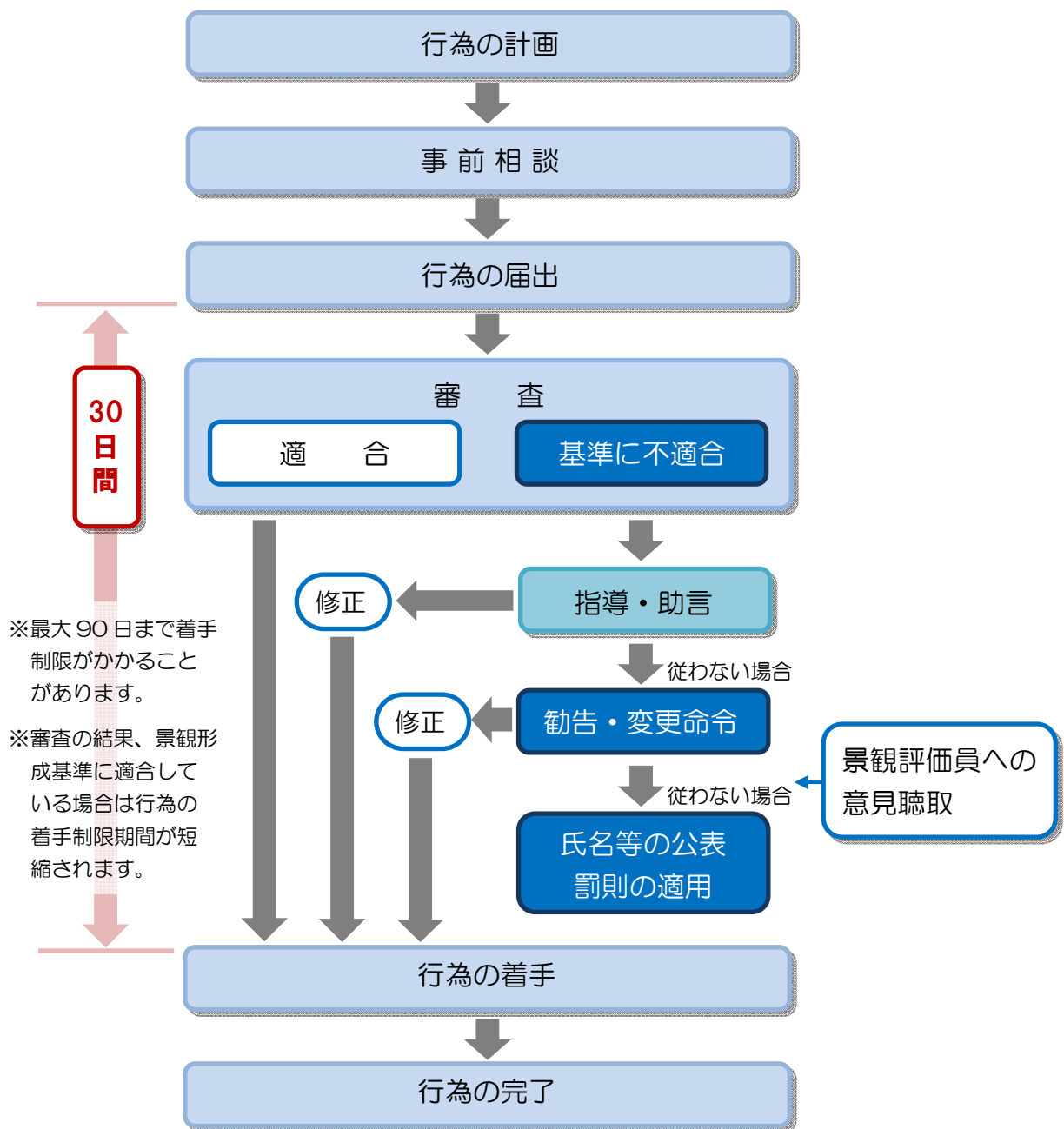
【特定照明】

景観形成基準	
市全域	☐ 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 ☐ 特定の対象物を照射するものとし、光源を空、道路、鉄道等公共空間に向けての照射を避けるとともに、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。
東山・二の岡地区	
国道 138 号等沿道地区	
国道 246 号沿道地区	
御殿場駅周辺地区	

3 手続きの流れ

市全域・景観整備重点地区に定める届出対象行為に該当する行為を行う場合は、景観法および御殿場市総合景観条例に基づき、本市への届出が必要になります。

届出体制として、景観に関して専門的な見地から検討を行う、学識経験者等から構成される評価員を設置します。手続きに関する流れは次のとおりです。



**許可申請の審査を円滑に行うために
事前相談にご協力ください。**

届出に必要な書式は、都市計画課にて配布しています。
また、市ホームページにおいてダウンロードできます。

4 届出に必要な書類



それぞれの届出時には、以下の添付書類が必要になります。

行為の種類	図面の種類	縮尺等	表示すべき事項
建築物・工作物の建築等	位置図	1/2, 500 以上	方位並びに敷地の位置
	公図写	—	—
	求積図※1	—	—
	平面図※2	1/100 以上	方位、縮尺、寸法、敷地境界線、建築物・工作物の位置と延べ面積、外構の位置と素材、植栽の位置（樹種の種類、本数）と面積
	立面図	1/50 以上	縮尺、寸法、各面の屋根と外壁の仕上げと色彩（彩色が施されたものでマンセル値を記入）、露出する建築設備と照明
	壁面緑化計画図※3	1/50 以上	壁面緑視率の算出方法
	現況カラー写真	—	敷地と周辺の状況
開発行為	位置図	1/2, 500 以上	方位並びに開発区域の位置
	公図写※4	—	—
	造成計画平面図	1/100 以上	方位、縮尺、開発区域の境界線、切土又は盛土をする土地の部分、擁壁の位置と素材と表面処理の方法、緑化計画
	造成計画断面図	1/100 以上	縮尺、開発区域の境界線、切土又は盛土をする前後の地盤面
	現況カラー写真	—	開発区域と周辺の状況
特定照明	位置図	1/2, 500 以上	方位並びに敷地の位置
	公図写	—	—
	平面図	1/100 以上	方位、縮尺、敷地境界線、照明の照射対象となる建築物の延べ面積、光源の照射範囲と光の色
	立面図	1/50 以上	縮尺、照明の照射対象となる建築物・工作物の高さ、光源の照射範囲
	照明設備の図面	—	カバーやルーバー等の構造
	現況カラー写真	—	敷地と周辺の状況

※1：東山・二の岡地区、国道 138 号等沿道地区、国道 246 号沿道地区に該当する場合

※2：太陽光発電施設を設置する場合はモジュールの面積を記入

※3：壁面緑化による色彩基準の緩和を求める場合

※4：開発面積がわかるもの

御殿場市都市計画課

〒412-8601 御殿場市萩原 483 番地

TEL：0550-82-4240

FAX：0550-82-4232

0550-82-4231

Emai：keikaku@city.gotemba.lg.jp